

マイナンバーカード申請・取得状況把握表

記載要領

【団体コード】欄

都道府県・市区町村・一部事務組合・広域連合・財産区及び地方開発事業団については、それぞれに「全国地方公共団体コード」（照会対象日時点における最新のコードを総務省HP（<http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>）で確認の上記載すること）が付番されているので当該団体コード記載すること。ただし、「一部事務組合等コード」では、同一の一部事務組合等であるにもかかわらず、「普通会計分」と、「事業会計分」のそれぞれにコードが付されている場合があるが、本照会においては、「普通会計」分のコードのみを用いること。

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）上の「特定地方独立行政法人」（同法第2条第2項）並びに地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）上の「職員引継一般地方独立行政法人」（同法第141条の2）、「定款変更一般地方独立行政法人」（同法第141条の3）及び「職員引継等合併一般地方独立行政法人」（同法第141条の4）については、設立した地方公共団体の団体コードを記入すること。

【地方公共団体等名】欄

都道府県分の回答を記載する際には、都道府県名欄のみ記載すること。

都道府県以外の団体（市区町村・一部事務組合・広域連合・財産区・特定地方独立行政法人等・地方開発事業団）の回答を記載する際には、当該団体が所在する都道府県名を記載した上で当該団体の名称を市区町村等名欄に記載すること。

【組合員数】欄

照会対象日時点の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）上の「職員」（同法第2条第1項第1号、同法施行令第2条）のうち公立学校共済組合（同法第3条第1項第2号）及び警察共済組合（同法第3条第1項第3号）の組合員を除いた人数を記載すること。当該人数の記載にあたっては、関係共済組合から提供される照会対象日時点の組合員数を記載すること。

【被扶養者数】欄

照会対象日時点の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）上の「被扶養者」（同法第2条第1項第2号）の人数を記載すること。当該人数の記載にあたっては、関係共済組合から提供される照会対象日時点の被扶養者数を記載すること。

【マイナンバーカード取得者数】欄

照会対象日時点でマイナンバーカードを取得済の者の人数を組合員・被扶養者別に記載すること（マイナンバーカードの交付を申請済であるが、未取得である者は含めない。）。

取得状況については、組合員からの報告により確認すること。

【マイナンバーカード交付申請者数】欄

照会対象日時点でマイナンバーカードの交付を申請済の者の人数を組合員・被扶養者別に、「地方公務員共済組合が作成・配付する交付申請書により申請した者」と「それ以外の方法により申請した者」を分けて記載すること（マイナンバーカードを取得済の者を含む。）。

申請状況については、以下の方法により確認すること。

- ・ 地方公務員共済組合が作成・配付する交付申請書により申請した者
交付申請書の所属部署への提出（組合員等が交付申請書を直接 J-L I S に送付した場合は、組合員からの報告）
- ・ 上記以外の方法により申請した者
組合員からの報告

※【組合員数】、【被扶養者数】、【マイナンバーカード取得者数】、【マイナンバーカード交付申請者数】欄の集計方法

○ 6月末時点の照会における集計方法

関係共済組合から7月上旬に提供される組合員及び被扶養者の所属及び氏名に係るデータ（以下「所属・氏名データ」という。）（6月末時点）を用いて、個人ごとの照会対象項目を入力・集計した上で、把握表に人数を記載すること。

○ 10月末時点以降の照会における集計方法

【組合員数】、【被扶養者数】欄

関係共済組合から提供される組合員及び被扶養者の人数に係るデータ（照会対象日時点）を用いて、把握表に人数を記載すること。

【マイナンバーカード取得者数】、【マイナンバーカード交付申請者数】欄

6月末時点の所属・氏名データを照会対象日時点に更新し、個人ごとの照会対象項目を入力・集計した上で、把握表に人数を記載すること。

10月末時点以降の照会（現段階では、10月末時点、12月末時点及び3月末時点を予定）では、所属・氏名データは提供されない。